

市川市立図書館の図書館資料に係る損害賠償に関する取扱基準

(趣旨)

第1条 この基準は、市川市立図書館を利用するもの（以下「図書館利用者」という。）が市川市立図書館に所蔵されている図書、雑誌、視聴覚資料その他の資料（以下「図書館資料」という。）を破り、汚し、壊し、又は失わせた場合の損害賠償の請求及び免除の基準に関し必要な事項を定めるものとする。

(損害賠償の請求の基準)

第2条 教育委員会は、図書館利用者が図書館資料を破り、汚し、若しくは壊したと認めるとき（簡易な補修をすることにより当該図書館資料を貸出しに用いることができるとき又は長期の保存若しくは利用による劣化が要因となっていると認めるときを除く。）又は失わせたと認めるときは、当該図書館利用者に対し、市川市立図書館資料事故届（別記様式）の提出を求めるものとする。

2 教育委員会は、前項の事故届の提出を受けたときは、当該図書館利用者に対し、その者が破り、汚し、壊し、又は失わせた図書館資料（以下「損害賠償を要する図書館資料」という。）と同一の図書館資料を教育委員会に納入させるものとする。ただし、絶版その他これに準ずる理由により同一の図書館資料を納入させることが困難であると認めるときには、これと同等の図書館資料であって、著者、ジャンル、内容等が同一の物又は類似している物の中から教育委員会が指定するものを教育委員会に納入させることができる。

3 前項ただし書に規定する同等の図書館資料は、教育委員会が損害賠償を要する図書館資料を入手したときに図書館電算システムに登録した金額と同額程度の図書館資料とする。ただし、損害賠償を要する図書館資料を入手したときの金額が図書館電算システムに登録されていない場合又は図書館電算システムに登録された金額が損害賠償の事由が発生した時点における一般の流通金額（損害賠償を要する図書館資料が著作権法（昭和45年法律第48号）第10条第1項第7号に規定する映画の著作物であるときは、当該流通金額に同法第38条第5項に規定する補償金に相当する金額を加算した金額とす

る。)に比して著しく異なる場合は、教育委員会が物価その他の社会一般の情勢に基づき算定した金額の図書館資料とする。

(損害賠償の免除の基準)

第3条 図書館利用者が図書館資料を破り、汚し、壊し、又は失わせた事由が次の各号のいずれかに該当するときは、損害賠償を免除することができる。

- (1) 天災又は火災により図書館資料を破り、汚し、壊し、又は失わせた場合で、当該図書館利用者から罹災証明書が提出されたとき。
- (2) 盗難により図書館資料を失わせた場合で、当該図書館利用者から盗難の届出が警察になされており、かつ、盗難の事由が当該図書館利用者の過失によるものでないとき。
- (3) その他当該図書館利用者の故意又は過失によらずに図書館資料を破り、汚し、壊し、又は失わせた場合で、当該図書館利用者によりその事実が証明されたとき。

附 則

この基準は、平成23年 4月 1日から施行する。